小田川付替事業環境影響評価技術検討委員会 公開規定

(目的)

第1条 本規定は、小田川付替事業環境影響評価技術検討委員会(以下「技術検討委員会」 という。)の議事内容について、公開の方法を定めるものである。

(技術検討委員会開催の周知)

第2条 技術検討委員会の開催については、記者発表を行うとともに、国土交通省中国地方 整備局及び岡山河川事務所ホームページ(以下「HP」という。)により一般に周知する。

(技術検討委員会の公開)

- 第3条 技術検討委員会は原則公開とし、傍聴に必要な事項は別途定める。
 - 2 技術検討委員会で委員に配布される資料は、原則公開とするが、貴重な生物種の存在状況を示す資料などについては、種の保存・生息環境の保護の観点から委員の合意を得て非公開とする。
 - 3 技術検討委員会の議事録は、意見及び質問、事務局の回答及び対応から構成される 要旨とし、HPにて公表する。なお、発言者の氏名は記載しないものする。なお、貴 重な生物種の存在状況を示す部分などについては、種の保存・生息環境の保護の観点 から委員の合意を得て非公開とする。

(その他)

第4条 この規定の変更やこの規定に定め無き事項については、技術検討委員会で定める。

附則

(施行期日)

この規定は平成23年8月31日から施行する。